

人口還流・次世代創生特区構想について

提案の背景

現状

- ・昭和57年以降、人口減少に歯止めがかかっていない(年間1万人超の減少)
- ・社会減に加え、平成5年から自然減へ
- ・人口減少率は1.18%(全国一)
- ・高齢化率は31.6%(全国一)

将来(平成52年)

- ・人口は104万人から70万人へ(▲34万人)
- ・生産年齢人口は現在の64万人から34万人へ半減し、老年人口とほぼ拮抗
- 【国立社会保障・人口問題研究所 推計】

特区により目指す姿

- ・人口減少率、高齢化率が全国一である「秋田県」において、国家戦略として地方の人口減少対策に関する措置を集中的に講じることにより、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域活力を維持する。
- ・これを地方創生のモデルとして全国展開することにより、我が国全体の人口・活力が維持され、産業の国際競争力強化のための基盤が構築される。

1 地域特性を活かした産業の振興と雇用の創出

(1) 農業

6次産業化や農工商連携の推進

[当県の取組の方向性]

- ・品質が高く魅力ある農産物を活かした6次産業化の推進による市場規模の拡大



【規制・制度改革等】

- ・ファンドの要件緩和
- ・農業生産法人の要件緩和

(2) 新エネルギー

風力、地熱など再生可能エネルギーの導入拡大と関連産業の育成

[当県の取組の方向性]

- ・今後の伸び(国の設備認定量)が全国一の風力発電等を活かした「新エネルギー立県秋田」の創造
- ・全国に先駆け、洋上風力発電導入に向けた取組を推進



【規制・制度改革等】

- ・発電所・送電網整備に係る土地利用規制の緩和

(3) 医工連携・シニアビジネス

医療・福祉機器関連産業の振興と新たなビジネスモデルの創出

[当県の取組の方向性]

- ・医療機器全国第15位の出荷額の更なる拡大を図るとともに、産学官連携による秋田発の医療・福祉機器の新製品開発を促進
- ・全国一の高齢化率という地域特性を活かしたシニアビジネスモデルの創出と国内外への展開

【規制・制度改革等】

- ・管理医療機器製造販売認証規制の緩和
- ・シニアビジネスアドバイザーの配置 など

2 ふるさとを支える地域活力の維持

(1) 各世代におけるふるさと回帰の促進

シニア世代等のふるさと回帰に向けた環境整備や

[当県の取組の方向性]

- ・移住者の起業促進
- ・お試し移住体験事業など様々な移住対策の促進



【規制・制度改革等】

- ・後期高齢者に対する医療保険の住所地特例
- ・移住者の起業等に対する税制優遇 など

(2) 高齢化率全国一を踏まえた介護人材の育成・確保

介護分野における安定的な人材確保の一方策として、外国人材の育成・確保

[当県の取組の方向性]

- ・高齢化率全国一の状況を踏まえ、介護人材不足に備えた外国人材の受入環境の整備

【規制・制度改革等】

- ・技能実習期間の延長 など

(3) 地域が自ら考えるまちづくりや地域づくり

優良農地の確保に配慮しつつ、地域の実情に応じたまちづくりや地域づくりに、迅速に対応

[当県の取組の方向性]

- ・国の関与がなくなることによる事務処理の簡素化・迅速化
- ・県から市町村への権限移譲により、申請から許可までの手続が市町村で完結

【規制・制度改革等】

- ・農地転用に係る大臣許可権限の県への移譲 など

3 国による抜本的な人口減少対策の先行実施

(1) 抜本的少子化対策

当県の少子化対策の取組に加え、国がこれまでの枠組みを超えた抜本的な対策を講じることにより、少子化から脱却

[当県の取組の方向性]

- ・「あきた結婚支援センター」による出会いの機会の提供など、次の親世代に対する支援の充実強化
- ・子育て家庭の経済的負担の軽減、企業による仕事と子育てを両立できる環境づくりなど、子どもを産み育てる環境の充実強化

【規制・制度改革等】

- ・第3子以降の保育料無償化
- ・所得の世代間移転 など

(2) 産業再配置政策

当県の産業振興の取組に加え、国が新たな産業再配置政策を推進することにより、地方から都市圏への人口流出を食い止めるとともに、都市圏から地方への人口の還流を促進

[当県の取組の方向性]

- ・今後成長が見込まれる新エネルギー、医工連携による医療・福祉機器関連産業などへの参入促進
- ・シニアビジネスなどの新たなサービス産業の振興
- ・中小企業振興条例を踏まえた中小企業の経営基盤の強化と地域資源を活用した産業の振興

【規制・制度改革等】

- ・産業再配置に向けて、全ての業種を対象とし、税制優遇措置などを講じる新たな法整備

人口還流・次世代創生特区構想

～人口減少率・高齢化率全国一の秋田からの挑戦～

平成26年8月

秋 田 県

目次

I	国家戦略特区構想の全体像 （提案の趣旨・戦略の概要）	1～5
II	各戦略の内容	
1	地域特性を活かした産業の振興と雇用の創出	
（1）	6次産業化や農商工連携の推進	6
（2）	再生可能エネルギーの導入拡大と関連産業の育成	9
（3）	医療・福祉機器関連産業の振興と新たなビジネスモデルの創出	11
2	ふるさとを支える地域活力の維持	
（1）	各世代におけるふるさと回帰の促進	14
（2）	高齢化率全国一を踏まえた介護人材の育成・確保	16
（3）	地域が自ら考えるまちづくりや地域づくり	18
3	国による抜本的な人口減少対策の先行実施	
（1）	抜本的少子化対策	20
（2）	産業再配置政策	23

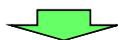
I 国家戦略特区構想の全体像

(提案の趣旨・戦略の概要)

秋田県の人口減少の状況と特区提案の趣旨

現 状

- ・昭和57年以降、人口減少に歯止めがかかっていない(年間1万人超の減少)
- ・社会減に加え、平成5年から自然減へ
- ・人口減少率は1.18%(全国一)※平成25年10月1日現在における前年との比較
- ・高齢化率は31.6%(全国一)



将 来(平成52年)

- ・人口は104万人から70万人へ(▲34万人)
- ・生産年齢人口は現在の64万人から34万人へ半減し、老年人口とほぼ拮抗

特区提案の趣旨

- ・人口減少対策は、もはや国家的課題といえるが、人口減少率、高齢化率が全国一である「秋田県」において、国家戦略として地方の人口減少対策に関する措置を集中的に講じることにより、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域活力を維持できれば、これを地方創生のモデルとして全国展開が可能に。
- ・全国展開の推進により、地方、ひいては我が国全体の人口・活力が維持され、産業の国際競争力強化のための基盤が構築される。

1 地域特性を活かした産業の振興と雇用の創出

① 農業



6次産業化や農商工連携の推進

〔当県の優位性〕

- ・全国トップレベルの担い手数(認定農業者数・集落営農組織数)
- ・品質が高く魅力ある農産物

【規制・制度改革等】

- ・ファンドの要件緩和
- ・農業生産法人の要件緩和

② 新エネルギー



風力、地熱など再生可能エネルギーの導入拡大と関連産業の育成

〔当県の優位性〕

- ・今後の伸び(国の設備認定量)が全国一の風力発電
- ・全国に先駆け、洋上風力発電導入に向けた取組

【規制・制度改革等】

- ・発電所・送電網整備に係る土地利用規制の緩和

③ 医工連携・シニアビジネス

医療・福祉機器関連産業の振興と新たなビジネスモデルの創出

〔当県の優位性〕

- ・医療機器全国第15位の出荷額
- ・産学官連携による秋田発の医療機器の開発が相次ぐ
- ・全国一の高齢化率(シニアビジネスの適地)
- ・実用化に向けての実証実験(認知症高齢者の見守りサービス)等の取組

【規制・制度改革等】

- ・管理医療機器製造販売認証規制の緩和
- ・国の競争的資金における管理法人の要件緩和
- ・シニアビジネスアドバイザーの配置(制度創設)
- ・シニアビジネスに対する税制優遇等

2 ふるさとを支える地域活力の維持

① 各世代におけるふるさと回帰の促進

シニア世代等のふるさと回帰に向けた環境整備や移住者の起業促進

〔当県の取組〕

- ・様々な移住対策(※)の促進(県)
- ・空き家バンクによる移住者への情報提供(市町村)

※県の移住対策

- ◆お試し移住体験事業 ◆移住者に対する優遇メニューの拡大
- ◆空き家情報の収集と移住希望者への情報提供
- ◆専門員による首都圏における移住希望者の掘り起こし など

【規制・制度改革等】

- ・後期高齢者に対する医療保険の住所地特例
- ・移住者の起業等に対する税制優遇と利子補給

② 高齢化率全国一を踏まえた介護人材の育成・確保

生産年齢人口の減少により
人手不足が拡大する懸念



「施設あって人材なし」
の事態を回避



安定的な人材確保の一方策として、
外国人材の育成も必要

【規制・制度改革等】

- ・技能実習期間の延長(5年後、優秀と認められれば更に3年延長)
- ・来日後の講習内容の充実と講習期間の延長(2か月→6か月)

③ 地域が自ら考えるまちづくりや地域づくり

人口減少社会を踏まえ、優良農地の確保に配慮しつつ、地域が自ら考え、まちづくりや地域づくりをデザイン。

総合的な土地利用行政の観点から農地転用の全ての許可権限を県に移譲。
さらに、それを市町村へ移譲。

- ・4haを超える農地転用は農林水産大臣が許可権者
- ・2haを超え、4ha以下の農地転用は都道府県知事許可であるが、農林水産大臣への協議が必要



- ・4haを超える農地転用の許可権者を知事へ
- ・2haを超え、4ha以下の農地転用の農林水産大臣への協議を廃止

積雪寒冷地である当県の実情を踏まえ、雪解け直後の工事着工を促進できるように、社会資本総合整備事業における「雪国ゼロ国制度」の創設

- ・積雪による施工期間の制約
- ・日照時間や除雪作業等の影響による冬季の施工時間の減少
- ・6月以降の工事契約となるため、工事施工に最も適した時期を逸する



- ・年度をまたいだ事業執行が可能
- ・天候が安定している第一四半期の工事の増加
- ・地域の実情に応じた社会資本整備の推進

【規制・制度改革等】

- ・農地転用に係る大臣許可権限の県への移譲
- ・「雪国ゼロ国制度」の創設

3 国による抜本的な人口減少対策の先行実施

① 抜本的少子化対策

- ・第3子以降の保育料無償化
- ・所得の世代間移転 ～より多くの世帯で3人の子どもを大学へ～

② 産業再配置政策

- ・産業再配置に向けて、全ての業種を対象とする新たな法整備

国家戦略により、
人口減少率・高齢化率全国一の秋田が
国家戦略の基盤となる地方創生のモデルへ

Ⅱ 各戦略の内容

1 地域特性を活かした産業の振興と雇用の創出

(1) 6次産業化や農商工連携の推進

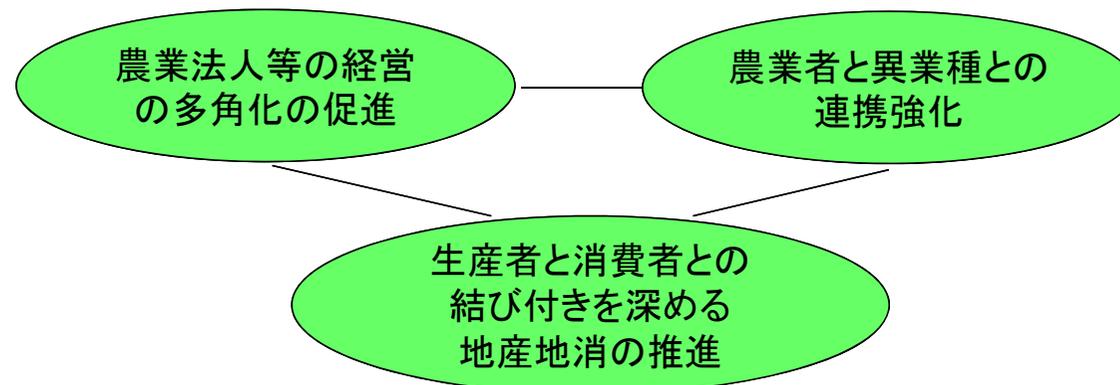
当県の品質が高く魅力ある農産物を活かした6次産業化や農商工連携を推進することにより、雇用を創出するとともに、全国に誇れる秋田の食を国内外に供給し、市場規模の拡大を図る。

【当県の取組】

- ・6次産業化に向けた総合的なサポート体制の強化
- ・産地立地型の一次加工、二次加工の促進
- ・食品の機能性等に着目したビジネスモデルの構築
- ・県内外の食品メーカーなど異業種との連携強化
- ・農業法人等による加工や産直など経営の多角化の促進
- ・学校給食における県産農産物の活用促進と県産農産物等のPR活動の展開



【6次産業化の視点】



【提案のニーズや背景(現状と課題)】

- ・食料品の県際収支を見ると、農産物部門では大幅な黒字である一方、加工食品等の食料品部門では大幅な赤字。
- ・6次産業化に係る販売額が全国46位と低く、各事業体における生産や販売の拡大が大きな課題。
- ・地域の資源を活用して地域全体で付加価値を高め、雇用を創出する取組を促進していくことが必要。
- ・農山漁村における所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農林漁業者自らが行う経営の多角化や農林漁業者と加工業者等の異業種との連携、さらには女性農業者の起業活動の展開など、農林漁業の6次産業化を総合的に支援することが必要。
- ・特に農林漁業者に不足している加工・販売面では、異業種の持つノウハウを積極的に取り入れることが必要。

① 農林漁業成長産業化ファンドの出資割合の緩和

○ 具体的な事業の実施内容

農林漁業成長産業化ファンドの農林漁業者の出資割合の緩和により、異業種と連携した6次産業化を促進する。

事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	新たな措置をした場合に想定される経済的社会的効果等
農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用に関する基本方針第1章第3の1の(1)のア	商工業者に比べ総じて資本力が低い農林漁業者の出資割合が過半となっている。	現行の出資要件(農林漁業者が過半)を合弁事業体の実情に合わせ出資要件を緩和する。	2次・3次産業事業者と農林漁業者が、より積極的に連携しようとする動きが生まれ、農業経営の多角化や雇用拡大が図られ、農業・農村の活性化につながる。

② 農商工応援ファンドの対象等の拡充

○ 具体的な事業の実施内容

農商工応援ファンドの対象等の拡充により、新商品の開発を促進し、食品製造業の振興を図る。

事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	新たな措置をした場合に想定される経済的社会的効果等
農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸し付けに関する細則 第1条第7項イ	中小企業者と農林漁業者が連携して事業を行うことが要件となっている。	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者が地場の農産物を原材料として新商品等を開発する場合、単独でも事業の対象となるよう対象要件を緩和する。 農林漁業者が自ら生産した農産物を原材料として新規に加工食品を開発する場合、単独でも事業の対象となるよう対象要件を緩和する。 	地場の農産物を活用した新商品の開発が促進され、食品製造業の振興が図られるとともに、加工向けの農産物の増産を通じて、地域経済の活性化が図られる。

③ 農業生産法人の出資規制等の緩和

○ 具体的な事業の実施内容

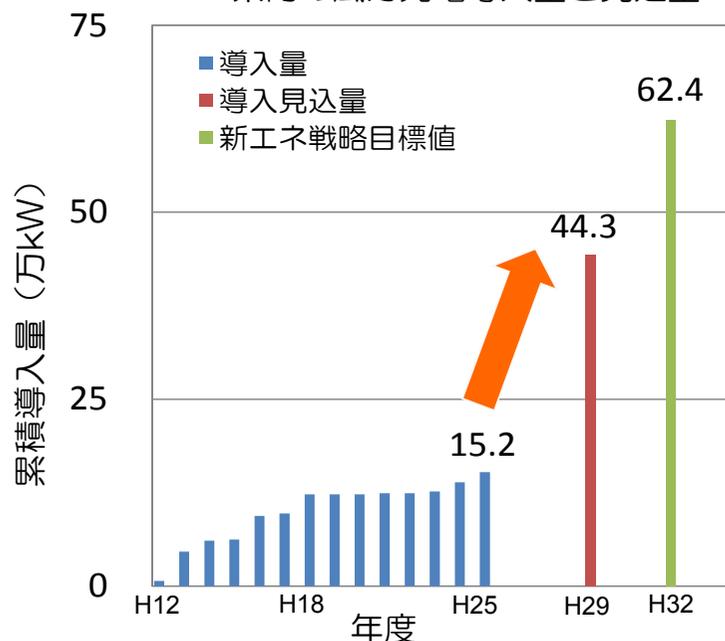
農業生産法人への出資規制等の緩和により企業の農業参入を促進する。

事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	新たな措置をした場合に想定される経済的社会的効果等
農地法第2条第3項、農地法施行令第1条	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の出資割合、議決権が1/4以下に制限されている。 ・役員の過半が農業常時従事者で、その過半が農作業に従事する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の出資割合については、株式会社等であっても、議決権の合計の1/2未満まで認める。 ・役員要件については、役員の過半が常時従事者であって、そのうち1名以上が農作業従事者とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の出資割合の上限を見直すことで企業による農業参入の増加が見込まれ、企業の経営ノウハウを活かした付加価値の高い農業が展開される。 ・農業生産法人の経営規模の拡大が期待され、新規就農者等の雇用の受け皿となり、農業の人材確保につながる。

(2) 再生可能エネルギーの導入拡大と関連産業の育成

全国一の適地である風力発電など、自然エネルギー資源が豊富に賦存する当県の優位性を活かした再生可能エネルギーの導入を推進し、関連産業の育成を図る。

県内の風力発電導入量と見込量



新エネルギー関連産業の創出・育成

- ① 再生可能エネルギーの導入拡大
 - ・ 洋上風力発電の導入と送電網の整備に向けた取組の強化
 - ・ 小水力発電等の地域の特性に応じた再生可能エネルギーの導入促進
 - ・ 県営発電所の能力増強による再生可能エネルギーの導入推進
- ② 新エネルギー関連産業の創出・育成
 - ・ 風力発電等の更なる導入拡大
 - ・ メンテナンス、部品供給等を含め、新エネルギー分野への進出意欲のある県内事業者に対する総合的な支援
 - ・ 風力発電等の研究開発及びメンテナンス拠点等の集積の促進

【提案のニーズや背景(現状と課題)】

- ・ 県内における風力発電導入量は約15.2万kWであり、計画中のもの(約29.1万kW)が順調に事業化した場合、平成29年度末までに約3倍の約44.3万kWとなる見込み。
- ・ このうち、県内事業者が参画するものも約10.7万kWに増加する見込み。
- ・ 県では、平成30年度以降の更なる導入拡大を図るため、県有保安林における事業者公募を実施したほか、港湾(秋田港、能代港)及び沖合での洋上風力発電に関する取組を進めている。
- ・ 再生可能エネルギーの導入を促進するため、送電網の整備が課題。
- ・ 施設のメンテナンスや部品供給など、関連産業の育成を図ることが必要。

① 農地転用許可基準の緩和

○ 具体的な事業の実施内容

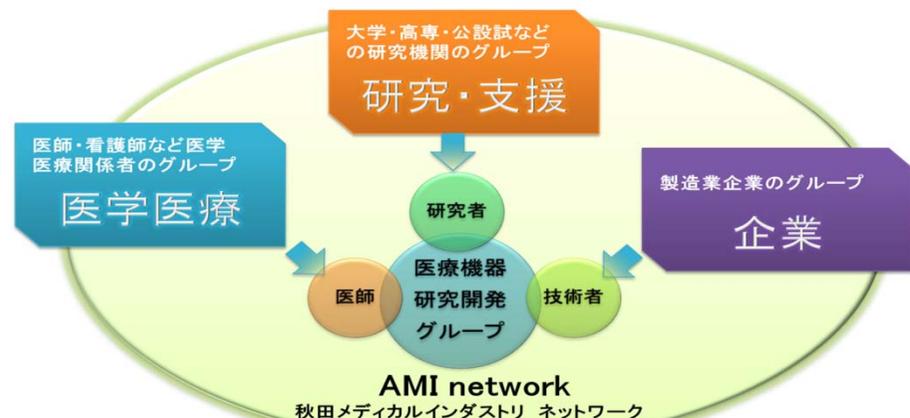
第1種農地の転用の不許可の例外のうち、「公益性が高いと認められる事業」に再生可能エネルギー発電施設を加え、その設置を認めることにより、再生可能エネルギーの導入を拡大する。

事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	新たな措置をした場合に想定される経済的社会的効果等
農地法第4条第2項第1号ロ、農地法施行令第10条第1項第2号ホ、農地法施行規則第37条	<ul style="list-style-type: none"> 第1種農地における農地転用については、原則として許可できない。 再生可能エネルギー発電施設の設置については、第1種農地の不許可の例外に該当していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電など再生可能エネルギー発電施設の設置については、極めて公益性が高いことから、第1種農地の不許可の例外に加える。 「当該事業に欠くことのできない通路、電線路、その他の施設」として、送電用鉄塔など発電した電気の送電網の整備に係る農地転用も併せて認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電事業者による転用事業が可能になり、地域経済や産業の活性化につながる。 再生可能エネルギー発電事業者が事業に欠くことのできない施設として送電網を整備することができる。 事業実施や維持管理など新たな雇用の創出につながる。

(3) 医療・福祉機器関連産業の振興と新たなビジネスモデルの創出

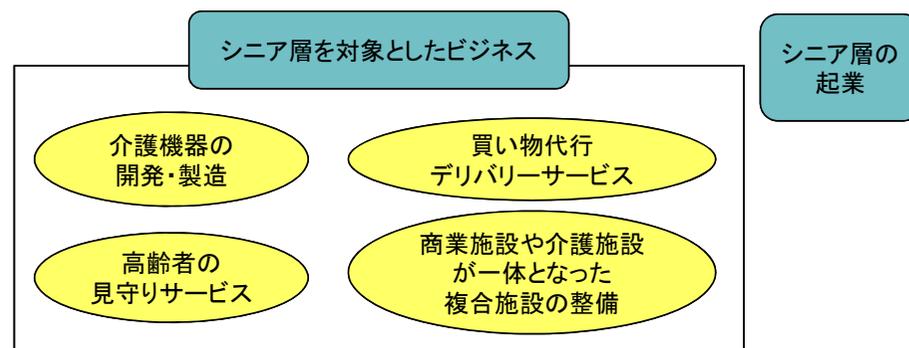
医工連携等により、秋田発の医療・福祉機器の新製品開発を促進し、関連産業の振興を図るとともに、全国一高齢化率が高い当県をフィールドとしたシニアビジネスのモデルを創出し、国内外にシニアビジネスを展開する。

【AMI(秋田メディカルインダストリ)ネットワーク】



【シニアビジネス】

・シニア層を対象としたビジネスのほか、シニア層の起業も含めたものを想定。



【提案のニーズや背景(現状と課題)】

- ・小さくても芯のある強い企業をオール秋田で育成しようという趣旨の秋田県中小企業振興条例を本年3月に制定。
- ・県内企業や医療機関との連携を通じた医療ニーズ収集と新製品開発促進を図り、医療機器関連産業への参入の促進が課題。
- ・AMI(秋田メディカルインダストリ)ネットワークの交流活動を通じた新たな医療機関との連携拡大が必要。
- ・当県は高齢化率が31.6%と全国一であり、「高齢化先進県」としてシニアビジネスのモデル事業の実証実験に最適地。認知高齢者の見守りサービスの実証実験も実施されている。
- ・介護食の開発や高齢者向け弁当の宅配サービスなど高齢者を対象としたビジネスが展開され、企業も注目。
- ・シニアビジネスはまだ産業の熟度が低く、特別な支援が必要。

① 管理医療機器製造販売認証規制の緩和

○ 具体的な事業の実施内容

管理医療機器製造販売認証規制の緩和により、県内中小企業の医療機器産業への参入を加速化し、秋田大学や企業との連携による医療福祉産業の集積を図る。

事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	新たな措置をした場合に想定される経済的社会的効果等
薬事法第2条第5項から第7項、平成16年厚生労働省告示第298号	クラス2(管理医療機器)は、申請から認可までおよそ6か月を要する。	直ちに命に別状を来すものではないクラス2の一部の医療機器のクラス1への分類変更。	クラス1(一般医療機器)になると待ち期間が概ね1か月以内となり、県内中小企業の医療機器産業への参入が加速される。

② 国の競争的資金における管理法人の要件緩和

○ 具体的な事業の実施内容

競争的資金の事業管理機関として、独法化されていない公設試験研究機関を認めることにより、県内企業の応募を増やし、新たな製品開発の促進を図る。

事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	新たな措置をした場合に想定される経済的社会的効果等
各事業の公募要領による。	事業管理機関は民間企業、大学、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、公設試験研究機関(独立法人化されたものに限る)、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等となっており、法人格を有しない公設試験研究機関は該当しない。	秋田県のような、法人格を有しない公設試験研究機関も事業管理機関として認めるように公募要領を改める。	産業技術センターが事業管理機関となることで、県内企業が経済産業省関連の競争的資金に応募しやすくなり、競争的資金を多く獲得することで新たな製品開発が促進される。

③ シニアビジネスアドバイザーの配置

○ 具体的な事業の実施内容

高齢者を対象としたシニアビジネスについては、医療、介護、生活支援等の幅広い分野にわたっており、その参入に当たり専門的な知識や経験のほか、幅広い知見等が求められることから、高齢者ビジネスに精通した国内外の研究者や、企業の退職者等をシニアビジネスアドバイザーとして県に配置する制度を創設し、シニアビジネスの振興を図る。

事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	新たな措置をした場合に想定される経済的社会的効果等
(制度創設)	(制度創設)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を対象としたビジネスについては、医療、介護、生活支援等の幅広い分野にわたるとともに、医療、介護の分野では法規制等もあり、参入には専門的な知識や経験のほか、幅広い知見等が求められる。 ・このため、シニアビジネスに精通した国内外の研究者や、企業の退職者等をシニアビジネスアドバイザーとして県に配置する制度を創設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアビジネスアドバイザーの助言等により、県内のシニアビジネスの振興が図られ雇用が創出される。 ・県内で成功したシニアビジネスを秋田モデルとして国内外に展開することにより、更なる雇用の創出につながる。

④ シニアビジネスに対する税制優遇等

○ 税制優遇等の内容

- ・シニアビジネス関連企業に対する法人税、固定資産税等の減免
- ・先駆的なシニアビジネスの事業に必要な資金の貸付に対し、利子補給金を支給

2 ふるさとを支える地域活力の維持

(1) 各世代におけるふるさと回帰の促進

これまでの当県の移住・定住に関する取組に加え、県外に就職したシニア世代等のふるさと回帰に向けた規制改革や移住者の起業を促進するための税制優遇により、当県への移住を更に進め、地域活性化につながる多様な人材を確保するとともに、地域活力を維持する。

【当県の移住・定住の主な取組】 ～秋田の良さを知ってもらうために～

- ◆お試し移住体験事業
 - ◆移住者に対する優遇メニューの拡大
 - ◆空き家情報の収集と移住希望者への情報提供
 - ◆専門員による首都圏における移住希望者の掘り起こし
 - ◆県の公式Webサイト等による情報発信
- など



秋田移住定住総合支援センターによるサポート

ふるさと回帰

移住



首都圏

当県の移住・定住対策

+

国による規制改革
税制優遇



ふるさと回帰
移住の促進

【提案のニーズや背景(現状と課題)】

- ・人口減少や少子高齢化が著しい当県において、人口の社会減少抑制と地域コミュニティの活性化等を図ることが必要。
- ・就職や進学による若年世代の県外転出が社会減の大きな要因。そのまま県外に就職した方のAターンの促進や新規学卒者の県内就職率の向上が課題。
- ・首都圏等の県外在住者に対し、秋田におけるライフスタイルや当県の魅力・可能性について発信し、県外からの移住・定住を拡大することが必要。
- ・首都圏等で生活する子どもたちに地方の良さを知ってもらうため、首都圏等の子どもたちが学力全国トップクラスである当県の子どもたちと交流しながら、地方の生活を体験する事業の拡充も必要。

① 後期高齢者に対する医療保険の住所地特例

○ 具体的な事業の実施内容

後期高齢者医療制度においても、住所地特例が引き継がれるよう制度を改正することにより、市町村間の財政負担の均衡を図る。

事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	新たな措置をした場合に想定される経済的社会的効果等
高齢者の医療の確保に関する法律第50条、高齢者の医療の確保に関する法律第55条1項5号	75歳未満の者が他市町村の老人福祉施設等へ入所した場合、国民健康保険の住所地特例制度により前住所地の市町村が保険者となるが、後期高齢者医療制度においては、住所地特例制度が引き継がれないため、当該高齢者が75歳に達した際に、施設所在地の市町村の財政負担が生じることになる。	75歳に達する前に、老人福祉施設等へ入所のために市町村間を移動した高齢者については、75歳に達した際の前住所地の市町村において財政負担するよう制度を改正する。	後期高齢者医療制度における市町村間の財政負担の均衡が図られる。

② 移住者の起業等に対する税制優遇と利子補給

○ 具体的な事業の実施内容

- ・移住者の起業に対する法人税、固定資産税等の減免
- ・移住者の起業に必要な資金の貸付に対し、利子補給金を支給
- ・移住者の住居に関する不動産取得税、固定資産税の減免

(2) 高齢化率全国一を踏まえた介護人材の育成・確保

今後、都市部を中心に介護需要が急増するとともに、労働力人口が減少していくという状況の中で、高齢化率が全国一の当県において、安定的に介護人材の確保を図るための一方策として、外国人材の受入環境づくりを進める。

【当県が有するポテンシャル】

- ・高齢化の先進県
- ・既に相当の介護需要があり、実践的な実習を行うには好条件
- ・将来的にも、都市部のような高齢者の急増はなく、余力を持った状態での研修が可能
- ・国際教養大学を活用した実践的な日本語教育が可能



海外教育拠点
(フィリピン・インド
ネシア・タイなど)
(ODA)

EPA・外国人技能実習制度の
更なる拡充



養成・研修施設

【提案のニーズや背景(現状と課題)】

- ・本格的な人口減少社会の到来により、生産年齢人口も減少。
- ・全国的な高齢者の急増に伴い、全国で100万人の介護職員が新たに必要となる見込みであり、当県においても人材の流出・不足が懸念される状況。
- ・介護人材の確保が喫緊の課題。
- ・国では外国人技能実習制度における介護分野への対象の拡大について検討中。
- ・介護分野は入所者とのコミュニケーションが重要であり、外国人を受け入れる場合には、技能実習前の講習の充実が必要。
- ・ODAを活用した海外教育拠点の設置や国内での養成・研修施設の拡充など、介護分野における海外人材を育成・確保するためのEPAや外国人技能実習制度の更なる拡充が必要。

① 技能実習期間の延長と講習期間の延長

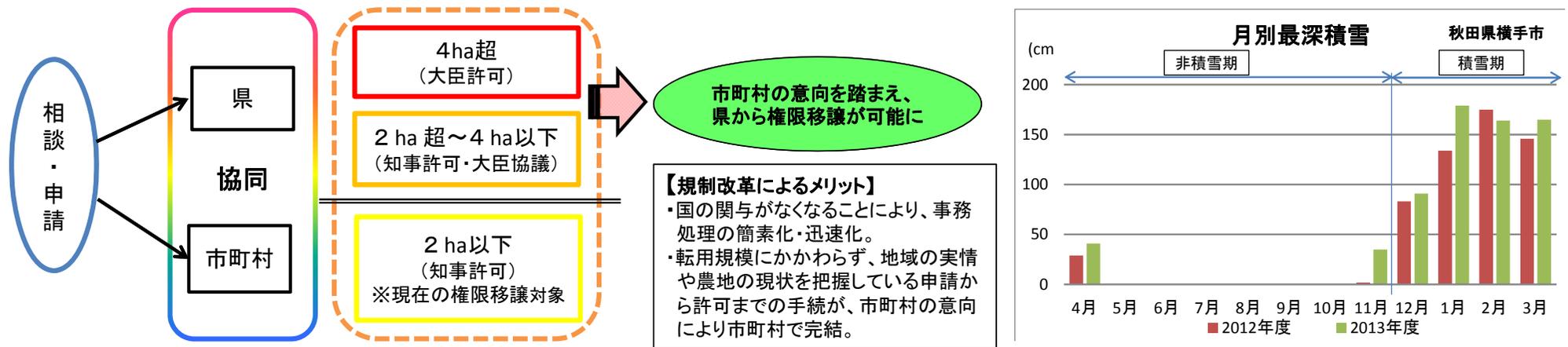
○ 具体的な事業の実施内容

- ・国で検討している技能実習期間の延長(3年→5年)が図られた後、優秀と認められる技能実習生については、技能実習期間を更に3年間延長することができるものとする。
- ・技能実習制度が有効に機能するよう、技能実習生のスキルを高めるための講習期間を6か月に拡大する。

事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	新たな措置をした場合に想定される経済的社会的効果等
出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第二	技能実習制度における在留期間については、出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては1年又は6月、また、第二号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間と定められている。	国で検討している技能実習期間の延長(3年→5年)が図られた後、優秀と認められる技能実習生については、技能実習期間を更に3年間延長することができるものとする。	技能実習期間の延長により、地方の労働力が確保され、地域産業の振興、地方部から都市部への人口流出の抑制が図られる。
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	技能実習制度における講習の期間について、原則として、活動に従事する予定の時間全体の6分の1以上と定められている。	現在は講習の期間が2か月程度であるが、この期間を6か月に拡大するとともに、講習の受講料については国の負担とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・講習期間の拡大により、技能実習生のスキルが向上し、技能実習制度がより有効に機能する。 ・受講料を国の負担とすることにより技能実習制度の促進が図られる。

(3) 地域が自ら考えるまちづくりや地域づくり

人口減少社会を踏まえ、土地利用規制に関する権限(農地転用許可)を国から県に移譲することにより、優良農地の確保に配慮しつつ、地域の実情に応じたまちづくりや地域づくりに迅速に対応するとともに、社会資本総合整備事業における「雪国ゼロ国制度」を創設することにより、地域の実情に応じた社会資本整備を効率的に推進する。



【提案のニーズや背景(現状と課題)】

- ・農地転用許可基準は国が定め、全国一律で運用されており、大臣許可案件(4ha超)や大臣協議が必要な知事許可案件(2ha超～4ha以下)については、一定の時間を要し、迅速な許可事務に支障を来すことがあった。
- ・25市町村のうち、15市町村(60%)が農地転用知事許可(2ha以下)に係る権限移譲を受けており、適正に事務を執行している。
- ・社会資本総合整備事業の施工に当たり、積雪寒冷地である当県では、積雪による施工期間の制約に加え、日照時間や除雪作業等の影響により、冬季の施工時間が減少。
- ・当該事業の事務上、工事契約が6月以降となることが多いことから、工事施工に最適な時期を逸してしまうなど、効率的な施工が課題。
- ・比較的好天に恵まれ、天候が安定している第一四半期の工事を増やすことが必要。

① 農地転用に係る大臣許可権限の県への移譲

○ 具体的な事業の実施内容

農地転用の許可権限を県に移譲することにより、優良農地の確保に配慮しつつ、迅速な事務処理と地域の実情を踏まえた農地転用許可が可能になる。

事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	新たな措置をした場合に想定される経済的社会的効果等
農地法第4条第1項、第5条第1項、農地法附則第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・4haを超える農地転用は、農林水産大臣が許可権者になっている。 ・2haを超え4ha以下の農地転用は、都道府県知事許可であるが、農林水産大臣に協議しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4haを超える農地転用許可権者を都道府県知事とする。 ・2haを超え4ha以下の都道府県知事許可案件について、農林水産大臣との協議を廃止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての農地転用に係る許可権限が都道府県知事となることにより、迅速な事務処理が可能になる。 ・地域の実情を踏まえた農地転用許可が可能になる。

② 社会資本総合整備事業における「雪国ゼロ国制度」の創設

○ 具体的な事業の実施内容

積雪寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等の影響を受けることから、雪解け直後の工事着工を促進することが効率的な社会資本整備にとって重要であり、社会資本総合整備事業においても、年度を跨いだ事業執行が可能となるような「雪国ゼロ国制度」の創設により、地域の実情に応じた社会資本整備の推進を図る。

3 国による抜本的な人口減少対策の先行実施

(1) 抜本的少子化対策

当県の少子化対策の取組に加え、国が少子化問題を将来の我が国のあり方の根本に関わる国家的課題に据え、率先してこれまでの枠組みを超えた抜本的な対策を講じることにより、少子化からの脱却を図る。

【当県の少子化対策の取組】



【提案のニーズや背景(現状と課題)】

- ・当県の出生数は、第1次ベビーブーム期の約4万8千人をピークに減少し、第2次ベビーブームの影響をほとんど受けることなく、平成25年は6,177人。
- ・合計特殊出生率も低下しており、ここ10年ほどは1.3台で推移し、平成25年は1.35。
- ・これまでも少子化対策を県政の最重要課題の一つと位置付けて、企業誘致や地域産業の振興による若者定着から結婚支援、出産・子育て環境の充実に至るまで各種施策・事業を総合的に展開。
- ・しかしながら、人口減少に歯止めがかからず、当県の人口は、2040年には70万人まで減少すると推計。
- ・これまで地方が行ってきた、子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを中心とした少子化対策では限界がある。

① 第3子以降の保育料無償化

○ 具体的な事業の実施内容

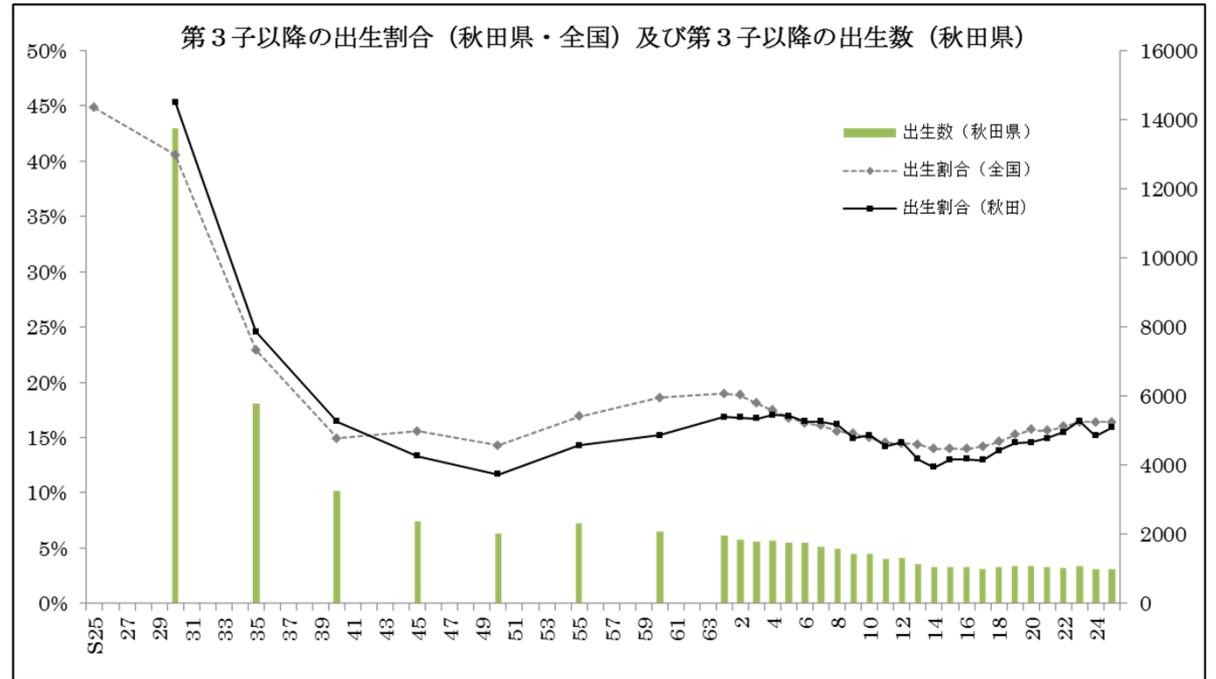
- ・第3子以降の保育料等を無償とする要件を見直し、全ての第3子以降の保育料等を無償化する。

[現行の要件]

- ・第1子が小学校3年生までの世帯については、幼稚園に通園する第3子以降は無償。
- ・保育所に同時に2人以上通っている世帯については、第3子以降は無償。

※当県では独自に、所得税非課税世帯に対して1/2、所得税課税世帯に対して1/4の保育料等を助成(所得制限あり)。

※当県の第3子以降の出生割合は、全国平均より低い状況が続いていたが、平成5年から12年頃までは全国平均並の割合を維持しており、この期間に県と市町村が実施した「第3子以降の保育料無償化」が効果を発揮していたと考えられる。



② 所得の世代間移転

○ 具体的な事業の実施内容

- ・20歳以上の子どもや孫に対し、将来の結婚・子育て資金としての贈与を認める(上限額は現行の1,500万円から5,000万円まで引き上げる)。

[現状]

- ・教育資金等の一括贈与に係る贈与税の非課税制度においては、出生した学齢期の子どもや孫等に対する贈与のみが対象となっている(平成27年12月31日までの贈与に限る)。
- ・このため、結婚、出産していない若年世代が将来の子育てに対する経済的不安を抱えている。

③ 奨学金制度の創設

○ 具体的な事業の実施内容

- ・県内の高校を卒業した者が奨学金を受けて県内外の大学に進学後、県内の中小企業等に10年以上勤務した場合には、奨学金の返済を免除する奨学金制度を創設する。

〔現状〕

- ・子育てに関する経費のうち、大学進学時(特に県外大学に進学した場合)における子育て世帯の経費負担が大きくなっている。
- ・現在、大学進学後、県内企業に就職した場合に奨学金を免除する制度がないことから、こうした新たな制度を創設することにより、子育て世帯の教育資金に対する不安感を解消するとともに、県内中小企業における人材確保にもつながるものである。

(2) 産業再配置政策

当県の産業振興の取組に加え、国が新たな産業再配置政策を推進することにより、地方から東京などの都市圏への人口流出を食い止めるとともに、東京などの都市圏から地方への人口の還流を促進する。

【当県の産業振興の主な取組】

- ・今後成長が見込まれる、航空宇宙、自動車・EVバスなど輸送機関連産業、新エネルギー関連産業、医工連携による医療・福祉機器関連産業などへの参入促進
- ・植物工場やICT農場管理システムなど農工連携による最新技術等を活かした新たな事業展開
- ・シニアビジネスなど新たなサービス産業の振興
- ・中小企業振興条例を踏まえた中小企業の経営基盤の強化と、地域資源を活用した産業の振興

当県の産業振興策

+

国の産業再配置政策
の先行実施



都市圏から地方への
人口の還流

【提案のニーズや背景(現状と課題)】

- ・景気回復が進む中であって、経済力格差や人手不足を背景とし、若年層を中心に地方から東京などの都市圏へ人口が流出。
- ・これにより当県をはじめとした地方における人口減少に更に拍車。
- ・こうした状態が続けば、将来的に地方の存立そのものをゆるがしかねない状況。
- ・地方においては、人口減少が進んだことに加え、大都市への企業や産業の集中により、地方の経済状況は長年低迷。
- ・人口や産業等の首都圏への一極集中が極度に進むことは、首都圏における大規模災害の発生を想定すれば、災害対応や経済的影響など国の危機管理上、大きな問題。
- ・東京などの都市圏から地方への人口の還流を促進するためには、新たな産業の再配置政策が必要。

① 新たな産業再配置法の制定等

○ 具体的な事業の実施内容

- ・対象業種を製造業に限定せず、全ての業種を対象とする法整備を行う。
- ・県外企業が県内の地域産業と組んで事業化する際の補助制度の創設
- ・本社、生産拠点、業務拠点等を地方に移転した企業に対する法人税、固定資産税等の減免
- ・本社、生産拠点、業務拠点等を地方に移転した企業の設備投資等に必要な資金の貸付に対し、利子補給金を支給
- ・企業の誘致や既存企業の雇用拡大に向けた「電気料金の低廉化制度(国による補助等)」の創設
- ・高速道路料金の地方割引制度の創設